

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--|
| 46 | 寝屋川市 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 重点項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寝屋川市は新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシーとの権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の字体を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

寝屋川市長

公表日

令和8年1月19日

項目一覧

| |
|----------------------|
| I 基本情報 |
| II 特定個人情報ファイルの概要 |
| (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III リスク対策 |
| IV 開示請求、問合せ |
| V 評価実施手続 |
| (別添2) 変更箇所 |

[○] その他 （自治体中間サーバー、健康管理システム

）

| | |
|-----------------------------------|---|
| 3. 特定個人情報ファイル名 | |
| 新型インフルエンザ予防接種ファイル | |
| 4. 個人番号の利用 ※ | |
| 法令上の根拠 | 1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表項番126 |
| 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 【情報照会の根拠】 番号法第十九条第八号に基づく主務省令第2条の表の25、153の項 【情報提供の根拠】 番号法第十九条第八号に基づく主務省令第2条の表の25、26、153、154の項 |
| 6. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康部健康づくり推進課 |
| ②所属長の役職名 | 健康づくり推進課長 |
| 7. 他の評価実施機関 | |
| | |

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|-------------------|---|
| 新型インフルエンザ予防接種ファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 寝屋川市内に居住する予防接種の対象となる者 |
| その必要性 | 住民接種は市民全員を対象に予防接種を実施するため |
| ④記録される項目 | [10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 () |
| その妥当性 | ①識別情報 対象者を正確に特定するため ②連絡先等情報 予防接種対象者の居住地等を把握するため ③業務関係情報 予防接種の接種歴を把握するため |
| 全ての記録項目 | 別添1を参照。 |
| ⑤保有開始日 | 令和3年6月13日(日) |
| ⑥事務担当部署 | 健康部健康づくり推進課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | | | | | | | |
|-------------------|---|-------|--|----------|---------------|----------------|-----------------|-------------------|
| ①入手元 ※ | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | | | |
| ②入手方法 | <input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | | | |
| ③使用目的 ※ | 予防接種対象者を特定し、実施記録の作成、管理を行い、情報提供する。また、予防接種等による健康被害の救済に関する給付に係る請求書等の確認を行う。 | | | | | | | |
| ④使用の主体 | 使用部署 健康部健康づくり推進課 | | | | | | | |
| | 使用者数 [10人以上50人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> | <選択肢> | | 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | 5) 500人以上1,000人未満 |
| <選択肢> | | | | | | | | |
| 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | | | | | | | |
| 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | | | | | | | |
| 5) 500人以上1,000人未満 | 6) 1,000人以上 | | | | | | | |
| ⑤使用方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種対象者の抽出 ・予防接種に関する記録の作成 ・予防接種等による健康被害の救済に関する給付に係る事務 | | | | | | | |
| 情報の突合 | 予診票に記載されている情報と住民基本台帳システムから連携された4情報を突合し、被接種者を特定し、記録を作成する。また、給付金の請求書と連携された4情報を突合して整合性を確認し、給付事務を進める。 | | | | | | | |
| ⑥使用開始日 | 令和3年6月13日 | | | | | | | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | |
|----------------------|--|
| 委託の有無 ※ | [委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件 |
| 委託事項1 | 健康管理システムの保守・運用 |
| ①委託内容 | 健康管理システムのパッケージ保守及び障害対応、職員からの問い合わせ対応、他システムからの情報連携の取得・管理等 |
| ②委託先における取扱者数 | [10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ③委託先名 | 株式会社 両備システムズ |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 |
| | ⑥再委託事項 |
| 委託事項2～5 | |
| 委託事項6～10 | |
| 委託事項11～15 | |
| 委託事項16～20 | |

| | |
|--------------------|---|
| 提供先3 | 都道府県知事 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第十九条第八号に基づく主務省令第2条の表の26の項 |
| ②提供先における用途 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種対象者 |
| ⑥提供方法 | [<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 () |
| ⑦時期・頻度 | 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度 |
| 提供先4 | 厚生労働大臣 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第十九条第八号に基づく主務省令第2条の表の154の項 |
| ②提供先における用途 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市の新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種対象者 |
| ⑥提供方法 | [<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 () |
| ⑦時期・頻度 | 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度 |
| 提供先6～10 | |
| 提供先11～15 | |
| 提供先16～20 | |

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

■識別情報及び連絡先等情報

1. 個人番号 2. 統合宛名番号 3. 宛名番号 4. 世帯番号 5. 氏名 6. 生年月日 7. 性別 8. 続柄 9. 現住所 10. 住所コード* 11. 地区担当保健師 12. 学区 13. 電話番号 14. 住民になった日 15. 住民になった異動日 16. 住民になった届出年月日 17. 住民になった届出年月日 18. 住民でなくなった事由 19. 住民でなくなった異動日 20. 住民でなくなった届出日 21. 住定事由 22. 住定年月日 23. 住定届出年月日 24. 住民区分 25. 外国人判定 26. 国籍 27. 通称名情報 28. 個人特記情報 29. DVフラグ

■業務関係情報

1. 西暦年度 2. 宛名番号 3. 性別 4. 接種日 5. 回数 6. 接種日年齢 7. 年度末年齢 8. 基準日年齢 9. 更新者 10. 更新日 11. 更新時間 12. 実施医療機関 13. 接種医 14. LotNo 15. 接種量 16. 予診フラグ 17. 対象外判定 18. 特記事項

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

| | |
|---|--|
| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
| 新型インフルエンザ予防接種ファイル | |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） | |
| リスク： 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 住民からの申告等による情報は、本人確認書類の提示や個人番号カード又は通知カードによる確認を行う。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| | |
| 3. 特定個人情報の使用 | |
| リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ①特定個人情報を閲覧できる者はセキュリティ設定により制限されている。 ②アクセスログを取得しており、必要に応じて解析等できるようにしている。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク | |
| ユーザ認証の管理 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 具体的な管理方法 | 担当課係長の承認を得て、利用する職員のIDに操作権限を割り当てている。 |
| その他の措置の内容 | 一定時間操作がない場合、自動的にログアウトするよう設定されている。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| | |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | [] 接続しない(入手) | [] 接続しない(提供) |
|---|---|---------------|---------------|
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><番号連携サーバのソフトウェアにおける措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施し、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p><番号連携サーバの運用における措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法第19条第8号及び番号法第十九条第八号に基づく主務省令第2条の表の規定に基づき、事務手続毎に情報照会者、情報提供者、情報照会及び情報提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> | | |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> | | |
| リスク2: 不正な提供が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><番号連携サーバのソフトウェアにおける措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施し、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p><番号連携サーバの運用における措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法第19条第8号及び番号法第十九条第八号に基づく主務省令第2条の表の規定に基づき、事務手続毎に情報照会者、情報提供者、情報照会及び情報提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> | | |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> | | |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | |
| | | | |



7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

| | | |
|--|--------------|--|
| ①事故発生時手順の策定・周知 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |
| その内容 | | |
| 再発防止策の内容 | | |

| | | |
|--|---|---|
| その他の措置の内容 | 特定個人情報ファイルを含む健康管理システム全体のバックアップは毎日実施しており、サーバーについているRDXメディアに保存されている | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| <ガバメントクラウドにおける措置> ○物理的対策 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ○技術的対策 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 | | |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 | [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査 |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 具体的な方法 | ・毎年、関係職員(任期付、会計年度職員を含む)に対し、特定個人情報に関する研修を実施し、その記録を残している。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付けている。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 | |
| 10. その他のリスク対策 | | |
| <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 | | |

IV 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|--------------------------|---|
| ①請求先 | 総務部総務課 〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1番1号 072-825-2195 |
| ②請求方法 | 指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 |
| ③法令による特別の手続 | |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等 | |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| ①連絡先 | 健康部健康づくり推進課 〒572-8533 大阪府寝屋川市池田西町28番22号 072-812-2002 |
| ②対応方法 | 問合せ時に問合せ受付票を起票し、問合せに対する対応について記録を残す。 |

V 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|-----------------------|---|
| ①実施日 | 令和8年1月19日 |
| ②しきい値判断結果 | [基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 | |
| ①方法 | |
| ②実施日・期間 | |
| ③主な意見の内容 | |
| 3. 第三者点検【任意】 | |
| ①実施日 | |
| ②方法 | |
| ③結果 | |

(別添2)変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-----------------------------------|---|--|------|--|
| 令和3年12月24日 | I 4「個人番号の利用」法令上の根拠 | <p>1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・番号利用法第9条第1項 別表第一項番93の2</p> <p>2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>・別表第一省令第67条の2</p> | <p>1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)</p> <p>(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・番号利用法第9条第1項 別表第一項番93の2</p> | 事後 | 主に法改正による修正のため、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため重要な変更には該当しない。 また、事前通知事項に当たらない。 |
| 令和3年12月24日 | I 5「情報提供ネットワークシステムによる情報連携」②法令上の根拠 | <p>1. 番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(項番115の2)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(項番115の2)</p> <p>2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>(別表第二主務省令における情報提供の根拠) ・別表第二省令(第59条の2) (※別表第二項番115の2)</p> <p>(別表第二の主務省令における情報照会の根拠) ・別表第二省令(第59条の2) (※別表第二項番115の2)</p> | <p>1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(項番115の2)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(項番115の2)</p> | 事後 | 主に法改正による修正のため、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため重要な変更には該当しない。 また、事前通知事項に当たらない。 |
| 令和3年12月24日 | II 2.基本情報⑤保有開始日 | 令和3年6月13日(日)予定 | 令和3年6月13日(日) | 事後 | 文言の修正のため、個人のプライバシー等の権利利益に影響 |
| 令和3年12月24日 | II 3.特定個人情報の入手・使用 ⑥使用開始日 | 令和3年6月13日(日)予定 | 令和3年6月13日(日) | 事後 | 文言の修正のため、個人のプライバシー等の権利利益に影響 |

| | | | | | |
|------------|--|---|--|----|--|
| 令和3年12月24日 | Ⅲ6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 「リスクに対する措置の内容」 | <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法第19条第7号及び別表第2の規定に基づき、事務手続毎に情報照会者、情報提供者、情報照会及び情報提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> | <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法第19条第8号及び別表第2の規定に基づき、事務手続毎に情報照会者、情報提供者、情報照会及び情報提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> | 事後 | 主に法改正による修正のため、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため重要な変更には該当しない。 また、事前通知事項に当たらない。 |
| 令和3年12月24日 | Ⅲ6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク 「リスクに対する措置の内容」 | <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法第19条第7号及び別表第2の規定に基づき、事務手続毎に情報照会者、情報提供者、情報照会及び情報提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> | <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法第19条第8号及び別表第2の規定に基づき、事務手続毎に情報照会者、情報提供者、情報照会及び情報提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> | 事後 | 主に法改正による修正のため、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため重要な変更には該当しない。 また、事前通知事項に当たらない。 |
| 令和3年12月24日 | I 1. 特定個人情報を取り扱う事務②事務の内容 | <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務とは、新型インフルエンザ特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民接種を行う。また、接種歴に関する情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続することで、各情報保有機関が保有する特定個人情報について照会・回答などの情報連携を行う。</p> <p>具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。</p> <p>①住民基本台帳をもとに、対象者の選定 ②予防接種実施状況の登録(接種日、接種場所、Lot.No等) ③情報提供ネットワークシステムでの予防接種履歴の照会・提供 ④健康被害が生じた場合の給付金の支給</p> | <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民接種を行う。また、接種歴に関する情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続することで、各情報保有機関が保有する特定個人情報について照会・回答などの情報連携を行う。</p> <p>具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。</p> <p>①住民基本台帳をもとに、対象者の選定 ②予防接種実施状況の登録(接種日、接種場所、Lot.No等) ③情報提供ネットワークシステムでの予防接種履歴の照会・提供 ④健康被害が生じた場合の給付金の支給</p> | 事後 | 脱字による修正のため、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため重要な変更には該当しない。 また、事前通知事項に当たらない。 |

| | | | | | |
|------------------|-------------------------|---|---|-----------|--|
| <p>令和6年7月31日</p> | <p>Ⅱ 6 特定個人情報の保管・消去</p> | <p>生体認証による入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証で厳重に管理している。</p> | <p><ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> | <p>事前</p> | |
|------------------|-------------------------|---|---|-----------|--|

| | | | | | |
|------------------|------------------------|--|--|-----------|--|
| <p>令和6年7月31日</p> | <p>Ⅲ7 特定個人情報の保管・消去</p> | | <p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <p>○物理的対策</p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるように適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>○技術的対策</p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を</p> | <p>事前</p> | |
|------------------|------------------------|--|--|-----------|--|

| | | | | | |
|-----------|--|---|--|----|--|
| 令和6年7月31日 | Ⅲ 10 その他のリスク対策 | | <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p> | 事前 | |
| 令和7年2月13日 | I 2. 「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能 | ④情報提供機能 各業務で管理している番号法別表第2条の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 | ④情報提供機能 各業務で管理している番号法第十九条第八号に基づく主務省令第2条の表の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 | 事後 | |
| 令和7年2月13日 | I 4. 「個人番号の利用」法令上の根拠 | 1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号利用法第9条第1項 別表第一項番93の2 | 1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表項番126 | 事後 | |

| | | | | | |
|-----------|--|--|---|----|--|
| 令和7年2月13日 | I 5. 「情報提供ネットワークシステムによる情報連携」②法令上の根拠 | <p>1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(項番115の2) (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(項番115の2)</p> | <p>【情報照会の根拠】 番号法第十九条第八号に基づく主務省令第2条の表の25、153の項 【情報提供の根拠】 番号法第十九条第八号に基づく主務省令第2条の表の25、26、153、154の項</p> | 事後 | |
| 令和7年2月13日 | II 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)>提供・移転の有無 | [○]行っていない | [○]提供を行っている(4件) | 事前 | |
| 令和7年2月13日 | II 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)>提供先1 | | 市町村長 | 事前 | |

| | | | | | |
|-----------|---|--|--|----|--|
| 令和7年2月13日 | <p>II 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)>提供先1</p> <p>①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報</p> | | <p>①法令上の根拠 番号法第十九条第八号に基づく主務省令第2条の表の25の項</p> <p>②提供先における用途 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定める</p> <p>③提供する情報 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定める</p> | 事前 | |
| 令和7年2月13日 | <p>II 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)>提供先1</p> <p>④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度</p> | | <p>④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満</p> <p>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 本市の新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種対象者</p> <p>⑥提供方法 [○]情報提供ネットワークシステム</p> <p>⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度</p> | 事前 | |
| 令和7年2月13日 | <p>II 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)>提供先2</p> | | 都道府県知事又は市町村長 | 事前 | |
| 令和7年2月13日 | <p>II 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)>提供先2</p> <p>①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報</p> | | <p>①法令上の根拠 番号法第十九条第八号に基づく主務省令第2条の表の153の項</p> <p>②提供先における用途 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定める</p> <p>③提供する情報 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定める</p> | 事前 | |

| | | | | | |
|-----------|--|--|--|----|--|
| 令和7年2月13日 | <p>II 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)>提供先2</p> <p>④提供する情報の対象となる本人の数</p> <p>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲</p> <p>⑥提供方法</p> <p>⑦時期・頻度</p> | | <p>④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満</p> <p>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 本市の新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種対象者</p> <p>⑥提供方法 [○]情報提供ネットワークシステム</p> <p>⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度</p> | 事前 | |
| 令和7年2月13日 | <p>II 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)>提供先3</p> | | 都道府県知事 | 事前 | |
| 令和7年2月13日 | <p>II 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)>提供先3</p> <p>①法令上の根拠</p> <p>②提供先における用途</p> <p>③提供する情報</p> | | <p>①法令上の根拠 番号法第十九条第八号に基づく主務省令第2条の表の26の項</p> <p>②提供先における用途 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定める</p> <p>③提供する情報 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定める</p> | 事前 | |
| 令和7年2月13日 | <p>II 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)>提供先3</p> <p>④提供する情報の対象となる本人の数</p> <p>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲</p> <p>⑥提供方法</p> <p>⑦時期・頻度</p> | | <p>④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満</p> <p>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 本市の新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種対象者</p> <p>⑥提供方法 [○]情報提供ネットワークシステム</p> <p>⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度</p> | 事前 | |
| 令和7年2月13日 | <p>II 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)>提供先4</p> | | 厚生労働大臣 | 事前 | |

| | | | | | |
|-----------|--|---|--|----|--|
| 令和7年2月13日 | <p>Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)>提供先4</p> <p>①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報</p> | | <p>①法令上の根拠 番号法第十九条第八号に基づく主務省令第2条の表の154の項</p> <p>②提供先における用途 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定める</p> <p>③提供する情報 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定める</p> | 事前 | |
| 令和7年2月13日 | <p>Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)>提供先4</p> <p>④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度</p> | | <p>④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満</p> <p>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 本市の新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種対象者</p> <p>⑥提供方法 〔○〕情報提供ネットワークシステム</p> <p>⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度</p> | 事前 | |
| 令和7年2月13日 | <p>Ⅲ 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスク1:目的外の入手が行われるリスク 「リスクに対する措置の内容」</p> | (※2)番号法第19条第8号及び別表第2の規定に基づき、事務手続毎に情報照会者、情報提供者、情報照会及び情報提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 | (※2)番号法第19条第8号及び番号法第十九条第八号に基づく主務省令第2条の表の規定に基づき、事務手続毎に情報照会者、情報提供者、情報照会及び情報提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 | 事後 | |
| 令和7年2月13日 | <p>Ⅲ 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスク2:不正な提供が行われるリスク 「リスクに対する措置の内容」</p> | (※2)番号法第19条第8号及び別表第2の規定に基づき、事務手続毎に情報照会者、情報提供者、情報照会及び情報提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 | (※2)番号法第19条第8号及び番号法第十九条第八号に基づく主務省令第2条の表の規定に基づき、事務手続毎に情報照会者、情報提供者、情報照会及び情報提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 | 事後 | |